



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 69/2016年7月号

発行日：2016年7月31日

関東地方でも梅雨がようやく明けて、いよいよ本格的な夏の到来ですね。
 決算時期からの繁忙期を乗り越えて、ようやくゆとりが出始めていらっしゃる方も多いかと思います。
 今年は、予報では猛暑になることが予想されています。
 熱中症などに、体調管理には十分注意して、有意義で、楽しい夏を過ごしたいですね。

I. 最新情報（2016年6月1日～2016年6月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年6月 16日	公開 草案	『非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正』（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、平成28年3月23日に内閣府公益認定等委員会から公表された「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」（内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会）に基づき、非営利法人委員会における検討を行ってまいりました。 この度、一部の項目について、一応の検討を終え、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【地方公共団体の会計について】

東京都知事の政治資金問題で、都知事が辞任し、都知事選挙が実施されるなど、またしても政治と金の問題が騒がれておりますが、今後の少子高齢化や、社会保障費の増大などを考えると、単に政治資金、政務調査費の使途に限らず、各地方公共団体の会計について幅広く関心が持たれ、理解されていくことが、政治家の不正防止のみならず、財政の健全化の意味でも重要であると考えます。

その意味から、地方公共団体の会計の現状と、その中で公認会計士が果たしている役割、今後の展望などについて考察したいと思います（以下、筆者の私見によります）。

①現状

従来の官庁会計（一般の会計基準でいうと単式簿記・現金主義会計）であった地方公共団体の会計処理について、まずは東京都が平成18年4月に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入しました。

その後、総務省でも、複式簿記や発生主義の考え方を取り入れた、統一的な基準による地方公会計のマニュアルが作成され整備されて現在に至っています。

②導入の成果

例えば、東京都では、複式簿記・発生主義への移行等により、正確な貸借対照表が作成されるようになるなど、大きな変化が起こり、それまで健全化していなかった、都債の返済積立金の不足や多摩ニュータウン事業の累積損失などが財務諸表上で明らかになり、結果、約1年程度でそれらの負債を解消するなど、一定の成果を挙げています。

③現状の公認会計士が果たしている役割

現在、公認会計士が携わっている地方公共団体の監査としては、包括外部監査があります。

これは、自治体運営に関する住民の信頼を高めることを目的として、平成9年に制定された監査制度です。具体的には、地方公共団体の事務運営の中から、監査人自らが、特定の内容（事件）を選定し、それについて本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

での報告書を年度ごとに発行し、各自治体の業務の改善に資するというものです。

この包括外部監査契約を締結できるのは、公認会計士以外にも、弁護士、税理士などが可能ですが、現状としては、その多くの自治体（約8割程度）で公認会計士が担当しております。

④今後に対する期待について

地方自治体の監査に求められるのは、行財政運営の健全化と透明性の確保に寄与し、住民の福祉増進と行政への信頼確保に資することであると思われます。

今後の公認会計士に期待される役割は、公会計が整備されていない段階における会計システムの構築という点から、制度がある程度確立されたことを前提に、いかに適切に運用し、不正を防止していくかという点に移行していくのではないかと考えます。

この点、企業においても不正リスクに対応した監査が求められておりますが、その知識や経験を地方公共団体にも活かしていくことが望まれていると思います。

そして、単に不正防止し、行財政運営を健全化するのみならず、職業的専門家として、監査の内容・結果を広く、わかりやすくアナウンスしていく中で、一般の理解を広めていくことが必要であると思います。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703